

# 保育料が 無料になります

第三子以降の保育料が

無料になります

保育所入所にかかる保育料は、年齢制限なしで、第三子以降の子どもを対象に無料になります。

病院内保育所や町外の幼稚園などへの通園も対象となります。

第三子以降にかかる保育料無料化の適用をうけるためには、役場への申請が必要です。

既に申請済み、もしくは保育料が0円の場合は、新たに申請は必要ありませんが、対象となる子どもがいて、まだ申請されていない方は、住民福祉課(☎63・3800)までお問い合わせください。



お問い合わせは、  
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は  
お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

# 10月1日は 浄化槽の目

下水道(集落排水処理施設)と同じく、家庭で使用した水を綺麗にしてくれる浄化槽ですが、水環境を保全するためには、維持管理が必要です。浄化槽法という法律で「保守点検」「清掃」「水質検査」が義務付けられています。適正な浄化槽のご利用をお願いします。

お問い合わせなど、詳しくは上下水道課(☎63・3805)まで。



## ハロウィンジャンボ5億円

(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

## ハロウィンジャンボミニ

(1等3千万円・前後賞各1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

**10月11日(水)2種類同時発売!** 発売期間 10/11(水)~10/31(金)  
抽せん日 11/9(土)



公益財団法人和歌山市町村振興会

各1枚 300円

## 総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。

## 土地の取引には 届出が必要です

### 国土利用計画法による 土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をしたときは、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場に提出しなければなりません。

日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必要で、1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもろろんのこと、1筆の面積が1万平方メートル満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書の用紙は、総務政策課に備え付けています。

## あなたの声を お寄せください

10月16日～22日は  
「行政相談週間」です



行政相談委員  
(総務大臣委嘱)  
嶋田 敏さん

行政相談委員は、住民のみなさまにとって身近な相談相手として、国の行政機関などの業務に関する苦情やご意見・ご要望をお聞きして、公平・中立な立場からその解決や実現を促進する役目です。

ご相談は、口頭、電話、手紙のいずれの方法でも結構です。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

## 和歌山行政監視行政相談センターを よろしくお願ひします

総務省の出先機関である和歌山行政評価事務所は、平成29年10月1日から、「和歌山行政監視行政相談センター」へ名称を変更します。

これからも、皆様からのご相談をお待ちしています。

### ■住所

和歌山県和歌山市二番丁3  
和歌山地方合同庁舎3階  
※9月から新住所へと移転しました。

### ■電話番号(代表)

☎073・431・8221

### ■行政相談受付専用(行政苦情110番)

☎0570・090・110

## 人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

10月17日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。



相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。  
詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。